

埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針

令和4年4月 埼玉県

1 取組方針策定の背景と目的

(1) 背景

- 埼玉県は、首都東京に隣接し、圏央道をはじめとする高速道路網が充実していることから、沿線地域では開発ポテンシャルの高い状況が続いてきました。
- このため、県は、平成18年に「田園都市産業ゾーン基本方針」を策定し、圏央道沿線地域や圏央道以北地域を中心に産業基盤づくりを推進してきました。
- これらの取組により、新たに整備された産業基盤は600ヘクタールを超え、企業立地も順調に進んだことから、周辺地域へ多くの経済効果をもたらすなど、地域の活性化に寄与してきたところです。
- 一方、新たな産業基盤づくりに取り組む土地については、都市の発展状況等からやむを得ず農業振興上重要である集団的な優良農地に求める事例が次第に増えており、都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図る上で課題となっています。
- また、国の治水対策は、気候変動リスクの増大に備えるため、河川の流域全体で行う「流域治水」に転換したことから、水害リスクを踏まえた産業基盤づくりが求められています。
- さらには、気候変動リスクを回避するため、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指す動きも活発化しています。
- このような中、県では埼玉版スーパー・シティプロジェクトを掲げ、まちづくりの主体となる市町村、住民、企業とともに地域の様々な課題と向き合い、20年、30年先を見据えたまちづくりを進めています。
- 埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、超少子高齢社会を見据えたコンパクトなまち、新技術やデジタル田園都市の導入を促すスマートなまち、災害リスクに対応するレジリエントなまちの実現を基本的な考え方としています。
- 今後の産業基盤づくりはこのプロジェクトの一環として、周辺環境への配慮、地域コミュニティとの共生など、周辺と一体のまちづくりに発展させていくことで地域の持続的発展につなげる必要があります。

(2) 目的

- 当方針は、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の基本的な考え方を踏まえ、企業と地域が連携して地域が抱える様々な課題を解決し、地域の持続的発展につなげる「未来を見据えた産業基盤の創出」を目指しています。
- また、「埼玉県5か年計画」や「まちづくり埼玉プラン」に位置付けられた「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」を推進しています。
- このため当方針では、都市計画と農林漁業との健全な調和を図りつつ、未来を見据えた産業基盤づくりを推進するための具体的な取組や配慮すべき事項のほか、市町村が進める産業基盤づくりへの県の支援内容を定めています。

2 取組方針

(1) 県の取組方針

方針① 未来を見据えた産業基盤を創出します。

県は、地域経済の活性化や周辺環境への配慮に加え、地域コミュニティと共生するバランスが取れた産業基盤づくりに、事業者¹⁾や進出企業等²⁾、住民とともに取り組む市町村を支援します。

市町村と事業者、進出企業等が連携して地域課題の解決に取り組み、地域の持続的発展につなげるなど、産業基盤づくりの関係者ワンチームで、質が高く持続可能な「未来を見据えた産業基盤の創出」に取り組みます。

産業基盤づくりに当たっては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（コンパクト、スマート、レジリエント）を踏まえ、周辺地域と一体のまちづくりを目指します。

- 1) 事業者：産業基盤づくりに主体的に取り組む者（県企業局や土地地区画整理組合（業務代行者を含む）など）
- 2) 進出企業等：新たに整備される産業基盤に進出する企業のほか、企業誘致に関わる企業や建物所有者など

付属資料1参照

方針② 豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを進めます。

埼玉の豊かな田園環境は、農産物の供給や良好な景観の形成など多面的な機能を有する県民共通の財産であることから、県は、田園環境との調和を図りながら産業基盤づくりを進めます。

付属資料3、4、5参照

方針③ 市町村の産業基盤づくりを支援し埼玉の「稼げる力」を向上します。

県は、市町村が進める産業基盤づくりを積極的かつきめ細やかに支援します。また、官民の役割分担の調整を図り、スピード感のある産業基盤づくりに取り組むことで、埼玉の「稼げる力」の向上を図ります。

なお、人口減少や高齢化などの課題が顕在化している北部地域や秩父地域においては、地域活力の維持・向上を目指して重点的に支援します。

付属資料6、7参照

※ 「方針①」については、これまで県が支援した整備済みの産業団地や、整備中・土地利用調整中の地区にも適用し、「未来を見据えた産業基盤の創出」が実現されるよう関係者に理解を求めます。

(2) 新たな産業地誘導の考え方

当方針において産業基盤づくりを検討する地域は、以下の①、②とします。

① 高速自動車国道や自動車専用道路のインターチェンジから概ね5kmの範囲

② ①以外の一般国道及び車両の通行に支障がない県道等から概ね3kmの範囲

※ 供用開始前の道路については、道路と産業基盤の整備スケジュールを勘案し判断することとします。

付属資料2参照

3 方針の実現に向けた取組事項

(1) 事業者、進出企業等と地域コミュニティ、市町村との連携支援

方針①

県は、地域コミュニティと共生する産業基盤を実現するため、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方を踏まえ、事業者や進出企業等と住民、市町村が連携して地域課題の解決を図るなど、周辺地域と一体のまちづくりとして産業基盤づくりに取り組む市町村等を支援します。

付属資料1参照

- 県は、事業者や進出企業等に対し「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会、「埼玉県SDGsパートナー」への登録を求め、地域が連携して課題解決や地域の持続的発展につながるよう支援します。(県内に事務所等を有さない企業等には、進出が決定し県内に事務所等を開設した時点で入会・登録を求めます。)
- 市町村は、企業誘致の段階から進出を希望する企業等と連携して地域が抱える様々な課題の解決に取り組むことを、事業者や進出企業等と共同で宣言することとします。
- 事業者や進出企業等は、各々のSDGsの取組のうち、地域が抱える様々な課題の解決につながるものについて市町村と連携して取り組み、地域の持続的発展に寄与するよう努めるものとします。
- 市町村は、産業基盤づくりを進めるに当たり、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の3つの要素(コンパクト、スマート、レジリエント)を反映するよう努めます。
- 県は、市町村の求めに応じて「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の視点から必要な助言等を行い、3つの要素を踏まえたまちづくりと一体的に行う場合は「埼玉

版スーパー・シティプロジェクト」としても支援します。

- 県は、「デジタル田園都市国家構想」など、国が推進するDX関連施策の情報を市町村と共有し、デジタル基盤の整備やデジタル実装を通じて地域課題を解決することで、利便性と魅力を備えた地域社会が構築されるよう市町村を支援します。

(2) 計画的な土地利用 方針① 方針②

県は、豊かな田園環境と調和し、地域の持続的発展に寄与する産業基盤を創出するため、計画的に産業基盤づくりを進めます。

- 市街化区域内の土地など、既存の産業用地の有効活用に努めます。
- 市街化調整区域での新たな産業基盤づくりは「市街化区域編入」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。
- 非線引き都市計画区域においては「用途地域の指定」を基本として、適切な産業基盤づくりに努めます。
- 地域の特性に応じて、地区計画制度などを活用した秩序ある産業基盤づくりを進めます。
- 農村地域においては、集団的な優良農地や長期にわたり農用地として維持すべき土地を産業誘導地区に含めないことを原則とし、地域農業と産業基盤づくりとの健全な調和を図ります。
- 河川の流域全体で治水対策を進める「流域治水」への転換を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策や被害対象を減少させるための対策を進めるとともに、土地の保水・遊水機能の損失が発生しないよう必要な対策を講じます。
- 災害発生の恐れのある区域の土地は産業基盤づくりを行う地区に含めないことを原則とし、やむを得ず含める場合には、災害リスクに応じた対策をハード・ソフト両面から積極的に講じるよう努めます。
- 市町村は、水害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、地域の実情に応じた水害対策等を地区計画に定めるよう努めます。

(3) 周辺環境との調和 方針②

県は、豊かな田園風景や武蔵野の雑木林などに代表されるふるさと埼玉の貴重な原風景を次世代に残すため、田園などの周辺環境と調和を図りながら産業基盤づくりを進めます。

- 田園などの周辺環境と調和した産業基盤の維持、保全を図るため、市町村は地区計画を策定し、建築物の制限については条例を制定するよう努めます。
- 周辺地域の農業環境維持対策や地元産農産物の積極的な利用など、地域農業に配慮した産業基盤づくりに努めます。
- 県が定める「広域緑地計画」や市町村が定める「緑の基本計画」などの緑地保全に関する計画に配慮し、地域の貴重な緑の保全に努めます。
- 市町村は、事業者または進出企業が創出する緑地を将来にわたって担保するため、都市緑地法に基づき、地区内における建築物の緑化率の最低限度を定める条例を制定するよう努めます。
- 地区の外周内側に高木植栽空間を配置し、地区計画等により緑地空間を担保します。なお、地区内に既存の樹林地を含む場合は、地域の環境を保全するために必要な樹木の保存及び表土の保全に努めます。

付属資料3参照

- 景観法に基づく埼玉県景観計画の特定課題対応区域や、市町村の景観計画などを適切に運用し周辺環境の保全に努めます。

付属資料4参照

(4) 乱開発の抑止 方針②

産業基盤づくりに取り組む市町村等（以下、「関係市町村」という。）は、開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場や残土置き場などの土地利用が無秩序に拡大することを抑止する活動を行います。

付属資料5参照

- 関係市町村は、乱開発抑止のための方針を定め、啓発活動や監視活動を行います。
- 関係市町村と県で組織する「産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議」において、乱開発抑止に係る情報の共有や意見交換を行うなど、連携を図ります。

4 県による積極的な支援

(1) 市町村支援 方針③

県は、市町村からの開発相談にワンストップで対応する「産業地スピードアップ調整窓口」を設け、きめ細やかな支援を行うことにより産業基盤づくりのスピードアップを図ります。

ア 3本の柱による市町村の産業基盤づくりの支援

- ① 有望候補地区掘り起し支援
市町村からのヒアリングの結果等をもとに有望な候補地区を掘り起こして市町村に提示し、市町村自ら判断し取り組むきっかけづくりを支援します。
- ② ファーストステップ支援
取組を始めたいが方法が分からない市町村や、これから検討を始める市町村に対し、産業基盤創出への道筋づくりを一から支援することにより、構想から計画段階への速やかなステップアップを図ります。
- ③ オーダーメイド型総合支援
計画段階にある各地区の課題解決に向け、きめ細やかな支援を実施することにより計画の熟度を高めます。

イ マニュアルの提供による支援

市町村のスキルアップと幅広い支援を行うため、これまでに県が有する産業基盤づくりの専門的知識をマニュアル化し、参考資料として市町村に提供します。

(2) 県による産業基盤づくり 方針① 方針② 方針③

県が行う産業基盤づくりは、原則として県企業局が事業主体となり、地元市町村と共同して取り組みます。

- 県企業局は、地元市町村とともに都市計画との連携や農業的土地利用との調和を図るなど庁内調整による課題整理を行い、地域の課題解決と持続的発展に向け市町村と連携するなど、当方針に基づく新たな産業基盤づくりの模範となる計画的な産業基盤づくりに取り組みます。

付属資料6参照

(3) 県地域振興センターによる支援 方針③

県地域振興センターは、取組を始めたい市町村を産業地スピードアップ調整窓口につなぐ支援を行います。

(4) 全庁体制で積極的に支援する「産業誘導地区」の選定 方針③

県は、当方針に合致し、かつ下記①～③の要件に該当する計画的な開発が見込まれる地区は、庁内会議に諮り「産業誘導地区」に選定します。

産業誘導地区に選定された地区は、スピード感のある産業基盤づくりが進められるよう、市町村による取組を全庁体制でバックアップします。

付属資料2、6参照

① 地区の位置

- 既存工業団地に隣接する区域
- インターチェンジ出入口より概ね1.5km以内
- 工場・研究施設においては幅員12m以上（地域の実情に応じて車両の通行や歩行者の安全確保上支障のない幅員9m以上）の道路の沿道
- 流通業務施設においては4車線以上の幹線道路の沿道、又はその道路からの距

離が概ね500m以内でかつ幅員12m以上の道路に接している区域

② 地区の規模

○ 概ね5ha以上（北部地域、秩父地域については概ね2ha以上）

③ 誘致企業の産業分野

○ 成長産業のほか、市町村自らが地域振興のために誘致を進める産業分野

(5) 進出企業等の価値向上 **方針①**

県は、進出企業等が行う地域の持続的発展に寄与する活動を支援し、その活動を県ウェブサイト等において情報発信することで、進出企業の価値の向上に努めます。

5 北部地域、秩父地域への重点支援

付属資料2、7参照

(1) 重点支援1「地域特性を生かした産業基盤づくり支援」 **方針③**

ア 県は、地域特性を生かした産業基盤づくりを進めるため、取組段階に応じて市町村を訪問し支援をすることにより更なるスピードアップを図るとともに、計画の具体化に向けて一歩踏み込んだ支援を行います。

(2) 重点支援2「企業誘致特別支援」 **方針③**

ア 県は、積極的に企業ニーズ情報の提供や市町村と共同して企業訪問を行うなど、市町村が行う企業誘致活動を支援します。

イ 県は、企業訪問・企業立地セミナーなどにおいて、市町村を積極的にPRするとともに、北部地域、秩父地域をつなぐ多車線道路として概ね整備済みである「埼玉スクラムライン」の情報発信を行います。また、企業誘致に係る地域部会や研修会などにおいて市町村へアドバイスします。

ウ 県は、進出企業等からの人材確保の要望に対して、市町村と連携して地元大学や高校などへの求人を実施する等の支援を行います。

(3) 重点支援3「企業誘致関連道路の整備促進総合支援」 **方針③**

ア 県は、企業誘致を促進する市町村が管理する道路の整備について、以下の制度を活用して支援します。

① 調査・測量・設計段階や用地取得段階など事業の各段階における道路公社や土地開発公社による事業受託などの人的支援

② 社会基盤整備への貸付けによる県の財政的支援

イ 県は、企業誘致を促進する県が管理する幹線道路の整備に努めます。

6 その他

当方針に合致しないものの、人口減少や少子高齢化の状況、社会情勢の変化などの理由から、特に緊急性、必要性の高い産業基盤づくりの取組については、関係課による庁内会議において当方針を準用することを検討します。